

芸 術

(工芸Ⅱ)

発 行 者	教科書の記号・番号	判型	ページ数	検定済年
番 号 名 称 略 称				
116 日本文教出版 日文	工Ⅱ 701	A 4	46	令和4年

※「教科書の記号・番号」欄にある◆は、「学習者用デジタル教科書」（学校教育法第34条第2項に規定する教材）の発行予定があることを示す。

1 調査の対象となる教科書の冊数と発行者及び教科書の番号

工芸Ⅱ		冊数	1冊
発行者の略称・教科書の番号	日文701		

2 学習指導要領における教科・科目の目標等

【芸術の目標】

芸術の幅広い活動を通して、各科目における見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 芸術に関する各科目の特質について理解するとともに、意図に基づいて表現するための技能を身に付けるようにする。
- (2) 創造的な表現を工夫したり、芸術のよさや美しさを深く味わったりすることができるようにする。
- (3) 生涯にわたり芸術を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

【工芸Ⅱの目標】

工芸の創造的な諸活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を深め、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めるとともに、意図に応じて制作方法を創意工夫し、個性豊かで創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、工芸の働きなどについて考え、思いや願いなどから個性豊かに発想し構想を練ったり、自己の価値観を高めて工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に工芸の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり工芸を愛好する心情を育むとともに、感性と美意識を高め、工芸の伝統と文化に親しみ、生活や社会を心豊かにするために工夫する態度を養う。

【工芸Ⅱの内容及び内容の取扱い】

「内容」の概要	「内容の取扱い」抜粋
<p>A 表現</p> <p>表現に関する資質・能力を次のとおり育成する。</p> <p>(1) 身近な生活と工芸 身近な生活と工芸に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 身近な生活の視点に立った発想や構想</p> <p>(ア) 生活の中の工芸を捉え、自己の思いや体験、夢などから個性豊かで創造的な発想をすること。</p> <p>(イ) 用途と美しさとの調和を考え、素材の特質や表現の多様性などを生かした制作の構想を練ること。</p> <p>イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能</p> <p>(ア) 制作方法を踏まえ、意図に応じて材料、用具、手順、技法などを生かし、個性豊かで創造的に表すこと。</p> <p>(2) 社会と工芸 社会と工芸に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 社会的な視点に立った発想や構想</p> <p>(ア) 社会や生活環境などの多様な視点や使う人の願いなどから個性豊かで創造的な</p>	<p>(1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については、相互の関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。</p> <p>(2) 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の「A表現」については(1)又は(2)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。</p> <p>(3) 内容の取扱いに当たっては、「工芸Ⅰ」の3の(2)から(9)までと同様に取り扱うものとする。</p>

「内容」の概要	「内容の取扱い」抜粋
<p>発想をすること。</p> <p>(イ) 社会における有用性、機能と美しさとの調和を考え、素材の特質や表現の多様性などを生かした制作の構想を練ること。</p> <p>イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能</p> <p>(ア) 制作方法を踏まえ、意図に応じて材料、用具、手順、技法などを生かし、個性豊かで創造的に表すこと。</p> <p>B 鑑賞</p> <p>(1) 鑑賞</p> <p>鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 工芸作品などの見方や感じ方を深める鑑賞</p> <p>(ア) 身近な生活の視点に立ってよさや美しさを感じ取り、発想や構想の独自性と表現の工夫などについて多様な視点から考え、見方や感じ方を深めること。</p> <p>(イ) 社会的な視点に立ってよさや美しさを感じ取り、発想や構想の独自性と表現の工夫などについて多様な視点から考え、見方や感じ方を深めること。</p> <p>イ 生活や社会の中の工芸の働きや工芸の伝統と文化についての見方や感じ方を深める鑑賞</p> <p>(ア) 工芸のもつ機能性と美しさなどを感じ取り、生活環境の改善や心豊かな生き方に関わる工芸の働きについて考え、見方や感じ方を深めること。</p> <p>(イ) 工芸作品や文化遺産などから表現の独自性などを感じ取り、時代、民族、風土などによる表現の相違点や共通点などから工芸の伝統と文化について考え、見方や感じ方を深めること。</p>	

3 教科書の調査研究

(1) 内容

ア 調査研究の総括表

調査項目	対象の根拠（目標等との関連）
a 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成（各教科共通）	学習指導要領第2章第7節第3款1(1)
b 表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力の育成	学習指導要領第2章第7節第2款8 3(3)
その他の項目（各教科共通）	学習指導要領、東京都教育委員会の基本方針、東京都教育ビジョン

イ 調査項目の具体的な内容

① 調査項目の具体的な内容の対象とした事項

調査研究事項の a、b 及びその他の項目との関連で、次の事項について具体的に調査研究する。

- a 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成(各教科共通)
 - ・ 各題材において、どのような資質・能力を育成できるか見取る。
 - ・ 生徒の特性、学校や地域の実態を考慮する中で、(1)又は(2)のうち一つ以上を選択して扱えるようにしていることから、より発展的な学習も視野に入れながら指導する題材等を見取る。
- b 共通事項 表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力の育成
 - ・ 造形の要素の働きを理解することや、造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解することを扱っている内容を調査する。

《その他の項目》(各教科共通)

- ・ 我が国の伝統や文化、国土や歴史に対する理解、他国の多様な文化の尊重に関する特徴や工夫
- ・ 人権課題(同和問題、北朝鮮による拉致問題等)に関する特徴や工夫
- ・ 安全・防災や自然災害の扱い
- ・ オリンピック・パラリンピックに関する特徴や工夫
- ・ 固定的な性別役割分担意識に関する記述等

② 調査対象事項を設定した理由等

- a 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成(各教科共通)

学習指導要領(総則)「第3款各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」1(1)の中で、「単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること」が言及されている。そのため、工芸Ⅱでは各題材における資質・能力をどのように育成できるかという視点で質的な調査をする。
- b 共通事項 表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力の育成

学習指導要領(芸術・工芸Ⅱ)の中で「〔共通事項〕(1)は、今回の改訂で新しく設けた事項である。ア及びイの各指導事項は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習において共通に必要な資質・能力であり、造形的な視点を豊かにするために必要な知識として位置付けている。」としている。そのため、造形を豊かに捉える多様な視点がもてるようにすることを重視しており、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕の指導を通して、生徒一人一人が、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を高め、生活や社会の中の工芸や工芸の伝統と文化と深く関わることができるようになる項目・題材などについて質的に調査する。

《その他の項目》(各教科共通)

- ・ 我が国の領域をめぐる問題及び国旗・国歌の取扱いについては、学習指導要領に基づき、これらの問題を正しく理解できるようにするため、その扱いについて調査する。
- ・ 北朝鮮による拉致問題については、東京都教育委員会の基本方針1に基づき、人権尊重の理念を正しく理解できるようにするため、その扱いについて調査する。
- ・ 東京都では、自然災害時における被害を最小化し、首都機能の迅速な復旧を図る総合的なリスクマネジメント方策の確立が喫緊の課題であり、防災教育の普及等により地域の防災力の向上が重要であることから、防災や自然災害の扱いについて調査する。
- ・ 東京都教育委員会の基本方針2・3に基づき、文化・スポーツに親しみ、国際社会に貢献できる日本人を育成するという観点から、オリンピック・パラリンピックの扱いについて調査する。
- ・ 東京都教育委員会の基本方針1及び東京都の男女平等参画推進の施策を踏まえ、固定的な性別役割分担意識の解消や、「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」に気付いて言動等を見直していくなど、男女の平等を重んずる態度を養うことができるよう、その扱いについて調査する。

(2) 構成上の工夫(各教科共通)

- ・ デジタルコンテンツの扱い
- ・ ユニバーサルデザインの視点

教科名	芸術
科目名	工芸Ⅱ

※「教科書番号」欄にある◆は、「学習者用デジタル教科書」（学校教育法第34条第2項に規定する教材）の発行予定があることを示す。

発行者（略称）	日文
教科書番号	工Ⅱ701
教科書名	工芸Ⅱ
(1) 内容	
a 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成（各教科共通）	
【身近な生活と工芸】	・全ての題材において、生活との関連や、素材と機能の詳しい解説があり、工芸の造形的な見方・考え方などの視点が理解しやすいように構成されている。また、図版や写真、参考作品、技法が分かりやすく示されるなど理解が深まるような制作の手順が設けられている。
【社会と工芸】	・全ての題材において、社会や生活環境などの多様な視点や使う人の願いなど理解が深まるよう事例が示されている。また、発想をする上での制約や様々な条件、課題を踏まえた制作ができるように、図版や写真、作者の事例、参考作品が豊富に示されている。
【「鑑賞」で工芸作品などの見方や感じ方を深める鑑賞】	・複数の題材において、写真や時代様式が分かるよう図版が示され、見方や感じ方が深まるよう構成されている。世界における椅子の変遷を鑑賞する題材において、同じ機能をもつ工芸品でも時代によって様々な変容があることや、材料を加工する技術や素材の開発など社会の変化とものづくりの関係について学びが深まるよう工夫されている。
【「鑑賞」で生活や社会の中の工芸の働きを扱う鑑賞】	・全ての題材において、住居や身近な生活の営みとの関わりについて解説があり、図版や写真、参考作品が分かりやすく示されるなど生徒の興味・関心をひくとともに、幅広く理解できるような資料が掲載されている。
【「鑑賞」で工芸の伝統と文化を扱う鑑賞】	・複数の題材において、時代、民族、風土などによる表現の相違点や共通点の理解が深まるように構成されている。また、伝統と文化を継承するために宮大工の棟梁を取り上げ、修復や復元などについて学びが深まるよう工夫されている。
b 共通事項 表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力の育成	
【造形の要素の働きを理解することについて】	・複数の題材において、生活する上で多様な自然環境に対応する工夫として、様々な工芸の材料がその土地ならではのものをを用いていることが理解できるよう、我が国や外国の様々な例を写真や参考作品で示しており、比較検討しながら学びが深まるよう工夫されている。
【造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解することについて】	・磁器の伝播の題材において、各国の食文化や国民の趣味嗜好などを反映して、磁器の形や絵柄などが変化していることを図版や写真、歴史背景も含めて考察し比較検討できるように工夫されている。
《その他の項目》（各教科共通）	
我が国の伝統や文化、国土や歴史に対する理解、他国の多様な文化の尊重に関する特徴や工夫	・全ての題材において、我が国の工芸を取り扱っている。
人権課題（同和問題、北朝鮮による拉致問題等）に関する特徴や工夫	記載なし
安全・防災や自然災害の扱い	・「生活と工芸（衣）」 ・場に求められる服装 ・機能と素材・形 ・「生活と工芸（住）」 ・空間と住居
オリンピック・パラリンピックに関する特徴や工夫	記載なし
固定的な性別役割分担意識に関する記述等	記載なし
(2) 構成上の工夫	
デジタルコンテンツの扱い	・電子機器と合わせて使える工芸品や、デジタル機器を活用した作品制作などが分かりやすく示されている。二次元コードをいくつかの箇所に掲載しており、デジタルコンテンツを活用して効果的に学習できるようデジタルの端末を活用できる学習が設定されている。

ユニバーサルデザインの視点	・全ての生徒の色覚特性に適応するようにバランスよくデザインされており、また、見やすく読み間違えにくいユニバーサルデザインフォントが採用されている。
---------------	---